

古賀市景観審議会に諮問する事項

1. 景観に関すること（古賀市景観条例第9条）

	諮問事項
(1)	景観計画の変更に関すること
(2)	建築物・工作物の形態意匠を景観計画に適合するように命令
(3)	上記の命令に違反した場合、景観計画に適合するように原状回復命令
(4)	景観形成に重要な建造物を景観重要建造物に指定
(5)	景観重要建造物の消滅による指定解除
(6)	景観重要建造物のその他特別な理由による指定解除
(7)	景観形成に重要な樹木を景観重要樹木に指定
(8)	景観重要樹木の消滅による指定解除
(9)	景観重要樹木のその他特別な理由による指定解除
(10)	勧告に従わない場合への公表

2. 屋外広告物に関すること（古賀市屋外広告物条例第24条）

	諮問事項
(1)	禁止地域を変更するとき
(2)	禁止物件を変更するとき
(3)	許可に関することを変更するとき
(4)	禁止屋外広告物等を変更するとき
(5)	適用除外に関することを変更するとき
(6)	文化財保護法の指定建造物の敷地
(7)	文化財保護法の指定地域
(8)	森林法の保安林地域
(9)	高速道路から展望できる車道路端から500mの区域
(10)	寄贈者名の表示できる基準
(11)	自家用広告物等の表示できる基準
(12)	管理用広告物等の表示できる基準
(13)	工事の仮囲いへの表示できる基準
(14)	自動車に表示できる基準
(15)	営利目的外で一時的に表示する基準
(16)	禁止地域に表示できる基準
(17)	禁止物件に表示できる基準
(18)	政治資金法による許可不要の基準
(19)	屋外広告物の規格の基準